

国立大学法人東京医科歯科大学

生体医歯工学共同研究拠点運営委員会規則

〔平成28年3月24日
規則第23号〕

（設置）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学生体材料工学研究所（以下「研究所」という。）に、生体医歯工学共同研究拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 運営委員会は、国立大学法人東京医科歯科大学生体材料工学研究所生体医歯工学共同研究拠点（以下「拠点」という。）の運営に関し、拠点を構成する他の研究所（以下「連携研究所」という。）と協力して必要な事項を審議することを目的とする。

（委員）

第3条 運営委員会に、次の各号に掲げる委員を置く。

- (1) 研究所が推薦する委員 1名
- (2) 各連携研究所が推薦する委員 各1名
- (3) 拠点内委員
- (4) 拠点外委員

2 原則として、研究所長及び連携研究所長は運営委員会の構成員にならない。

3 拠点内委員は、研究所及び連携研究所が属する大学の職員から、研究所及び連携研究所の長で構成する会議（以下「研究所長会議」という。）の議に基づき決定する。

4 拠点外委員は、生体医歯工学に係る学外の有識者の中から、研究所長会議の議に基づき決定する。

5 第1項第1号から第3号の委員は、研究所長が委嘱する。

6 第1項第4号の委員は、東京医科歯科大学長が委嘱する。

7 第1項第1号から第3号の委員の総数は、委員総数の2分の1以下とする。

（任期）

第4条 前条の委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期は、当該委員を委嘱する学長又は研究所長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第5条 運営委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 拠点の管理運営に関する事項
- (2) 共同研究の公募課題の領域設定、公募、選考、採択課題遂行の各方針に関する事項
- (3) その他研究所長が諮問する拠点及び共同利用・共同研究の実施に関する重要事項

（委員長）

第6条 運営委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、議長の指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(公募・選考部会)

第8条 第5条第2号の方針に基づき、具体的事項を実施するために、運営委員会に共同利用・共同研究課題公募・選考部会（以下「公募・選考部会」という。）を置く。

- 2 公募・選考部会は以下の委員で構成する。

- (1) 拠点内委員
- (2) 拠点外委員

- 3 公募・選考部会に部会長を置き、研究所長が指名する者をもって充てる。

- 4 部会長は、公募・選考部会を招集し、その議長となる。

- 5 議長に事故があるときは、議長の指名する者がその職務を代行する。

- 6 第2項の拠点内委員及び拠点外委員は、運営委員会委員の中から互選により選出し、研究所長が委嘱する。

- 7 第2項第1号の委員は、公募・選考部会委員総数の2分の1以下とする。

(任期)

第9条 前条第2項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員の任期は、当該委員を委嘱する研究所長の任期の末日以前とする。

- 3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第10条 運営委員会及び公募・選考部会の事務は、研究所事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、運営委員会及び公募・選考部会の活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。